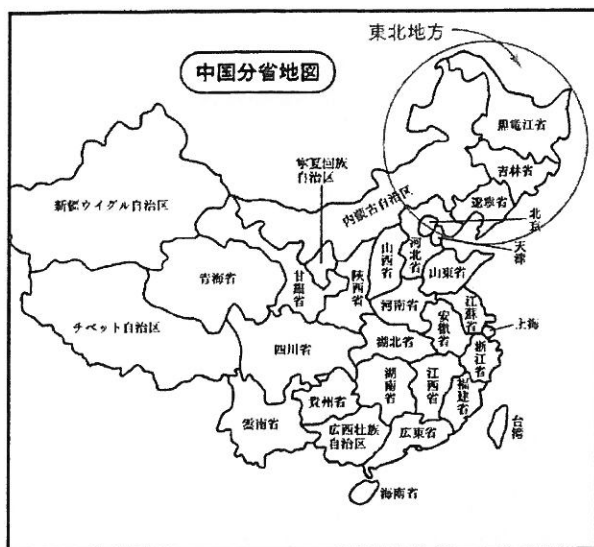


中国残留邦人について

中国残留邦人とは、どんな人をいうのでしょうか

戦後日本に帰る機会を失い中国で暮らしてきた日本人の方たちです。
(日本からみて自国の人という意味で邦人と呼びます)



■1932年(昭和7年)今の中国東北地方に満州国建国
日本は国策として満洲への移民計画を進めていました。

終戦時には、
約155万人の日本人が暮らしており、
そのうち約27万人は開拓団でした。

■1945年(昭和20年)に入ると

開拓団の男子のほとんどが招集され、
開拓団には老人婦女子が残されました。

■昭和20年8月9日、ソ連軍が突然の対日参戦

安全な地へと、着の身着のままの逃避行。
伝染病、疲労と飢餓で多くの人が死亡し、
集団自決も発生しました。

混乱の中で、孤児となり中国に残った日本人(中国残留孤児)や
中国人に助けられたり、生き残った日本人(中国残留婦人)が多数発生しました。
総称して『中国残留邦人』と呼ばれるようになりました。

複製厳禁

なぜ日本に帰れなかったのでしょうか

《前期集団引揚》

終戦後

海外にいた日本人
(600万人あまり)

昭和25年頃までに
引揚が概ね終わる

昭和20年11月

満州以外の
中国本土から(約49万人)

昭和21年末までに
引揚が概ね終わる

昭和21年5月

満洲からの
引揚はじまる

昭和23年8月
中国の内乱激化 **引揚中断**

《後期集団引揚》

■1949年(昭和24年)10月 中華人民共和国が成立
日本とは国交の無い国となる (引揚の中断状態が続く)

■1953年(昭和28年)3月

民間団体を窓口引揚再開
約3万3千人 (昭和33年7月まで)

中国に要請され残っていた
技術者とその家族が中心

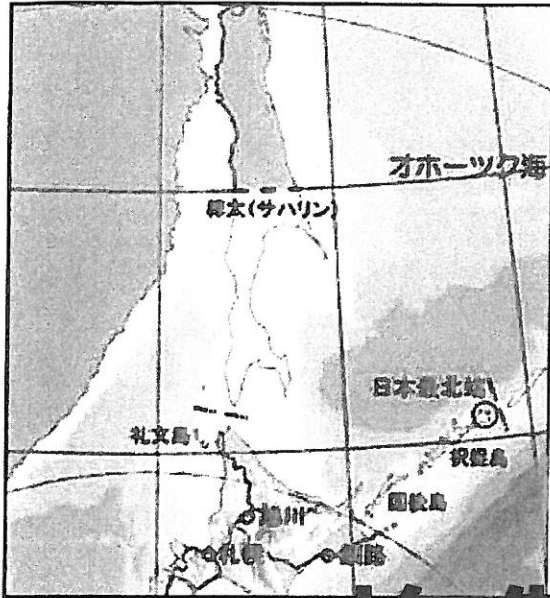
後期集団引揚では、残留孤児や残留婦人たちはほとんど帰国できませんでした。

■1958年(昭和33年)の「長崎国旗事件」をきっかけに、日中間の交流が全面中断され、
中国残留邦人の帰国の道が断たれました。

樺太等残留邦人について

樺太等残留邦人とは、どんな人をいうのでしょうか

終戦時、日本領樺太で暮らしていて戦後日本本土へ引き揚げることができず、樺太（サハリン）に留まらざるを得なかった人や、ソ連本土に移送され帰ることができなかった人を『樺太等残留邦人』と呼んでいます。



■1905年(明治38年)のポーツマス条約
サハリン島の北緯50度以南が日本領となりました。

終戦時、樺太には約40万人が暮らし、
うち2万3千人が朝鮮半島出身者でした。

当時朝鮮は日本に併合されており、朝鮮半島からも
出稼ぎや徴用で多くの労働者が移住していました。

■1945年(昭和20年)8月9日 ソ連軍の対日参戦
樺太には11日に侵攻し戦闘態勢に入りました。

樺太住民は日本本土へ緊急疎開
(8月23日のソ連による樺太占領まで)
76,000人が疎開し、その後密航で
25,000人が脱出しました。

■1946年(昭和21年)12月 樺太地区5万人を超える邦人、朝鮮人、日本人が引揚げました。
1949年(昭和24年)1月までにおよそ29万人が引き揚げました。

朝鮮半島出身者の多くはこの引揚げの対象外でした。

このため、朝鮮半島出身者と結婚していた日本人は引き揚げることができませんでした。
また、技術者、熟練労働者などでソ連に留め置かれた人も多くいました。

■1956年(昭和31年)日ソ国交正常化

1959年(昭和34年)までに約800世帯が引き揚げました。

その後ソ連は集団引揚げに消極的になり、年に数世帯が個別に引き揚げるとどまりました。

このとき、朝鮮半島出身者の配偶者とともに帰国することができましたが、
冷戦下においては、迫害や弾圧を恐れ、日本人であることを隠して暮らす人も少なく
なく、帰国を遅らせました。

鉄のカーテンの隙間、樺太墓参団との面会

西側諸国と東側諸国を自由に行き来することが出来なかった冷戦期、残留邦人にとって
祖国は遠いものでした。

■1965年(昭和40年)サハリン墓参始まる

帰国した元樺太住民等によるサハリン墓参がはじまりました。

墓参の目的に限られたサハリン訪問でしたが、残留邦人にとっては墓参団との面会が肉
親の消息を知る貴重な機会となり、祖国と結ぶ唯一の通路でした。

中国残留邦人の帰国

～日中国交正常化～ ようやく帰国の道が

1972年(昭和47年)の日中国交正常化

……日本では……中国で離別した子供や兄弟の消息を確かめたい、という動きが起こりました。
……中国では……自分の身元を調査して、帰国させて欲しい、という声が続々届きました。

「日中友好手をつなぐ会」が結成され肉親捜しの活動が始まりました。

1981年(昭和56年)厚労省が中心となり孤児の訪日による肉親捜し開始



【写真提供 浜口タカシ】



養父に預けられたとき、一緒に託された木箱



「お前の本当の父親だ」と渡された写真……

複製厳禁

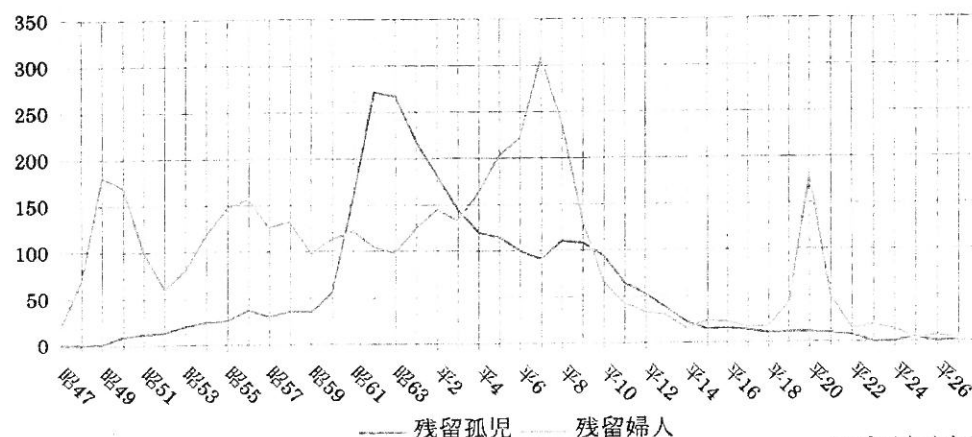
あつたとき、手掛かりも少なく、自分の身元が分かりませんでした。

1985年(昭和60年) 身元引受人制度の創設
国は身元判明の有無を問わずに帰国の道を開きました。

〔残留婦人たちは〕
はじめは永住帰国する人と、一時帰国を希望する人に分
けられましたが、子どもの独立や配偶者との死別を契機に
永住帰国する人が増加しました。

世帯数

永住帰国の推移



【永住帰国者数】

(日中国交正常化後)

全国で 6,720 人
家族も含めると 20,900 人

平成 29 年 9 月現在
厚生労働省資料より

※呼び寄せた家族(自費帰国)は含まれていません。

(北海道中国帰国者支援・交流センター 作成)

樺太等残留邦人の帰国

ペレストロイカ ～ ソ連崩壊 ～ 帰国へ

■1980年代後半のペレストロイカから1991年の崩壊と進んだソ連の変化

残留日本人の一時帰国、離散した家族との再会が叶うようになりました。
家族の消息が知りたい、親族を探して欲しいとの要望が続々届きました。

■1989年(平成元年) 「樺太同胞一時帰国促進の会」設立

■1990年(平成2年) 「樺太同胞一時帰国促進の会」による集団一時帰国開始



ついに日本へ…第一次一時帰国団の十
(新潟空)



第三次一時帰国で親の墓参を…
盲目のため墓を撫で涙

複製厳禁

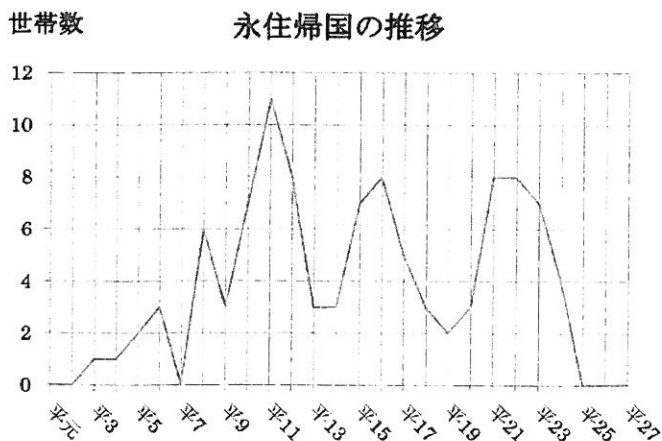
【写真提供 日本サハリン協会】

(第三次では99名が一時帰国)

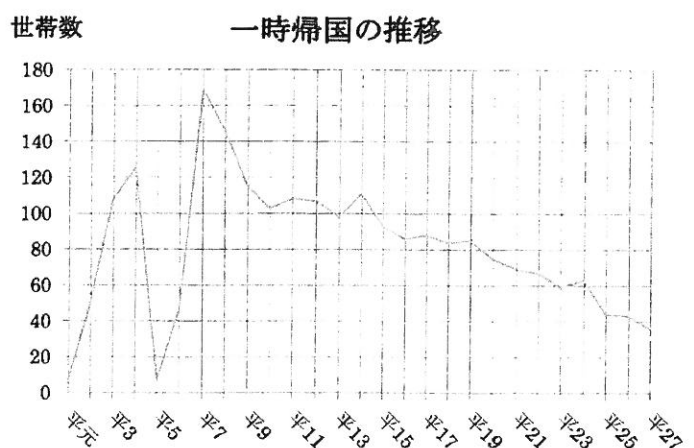
■1992年(平成4年)「樺太同胞一時帰国促進の会」は「日本サハリン同胞交流協会」と改称
国の委託による一時帰国事業も始まり、永住帰国を希望する人たちもでてきました。

※2013 年からは

「日本サハリン同胞交流協会」の後継である「日本サハリン協会」が、国の委託を受け一時帰国事業を実施しています。



永住帰国者の総数 全国 109 人
家族も含めると 275 人



一時帰国の延人数 2,270 人
家族も含めると 3,308 人

※呼び寄せた家族(自費帰国)は含まれていません。

平成 29 年 9 月末現在 厚生労働省資料より

(北海道中国帰国者支援・交流センター 作成)

永住帰国と課題

残留邦人問題は終わったのでしょうか

残留邦人の困難は、むしろ帰国してから始まるといえるでしょう。

●中国流・ロシア流の

言葉
文化
習慣
価値観

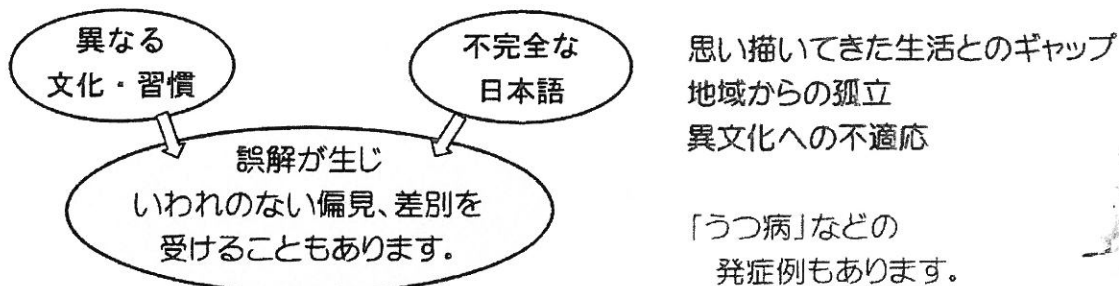
●中高年になっての帰国

日本語の習得
社会への適応
↓
努力と困難を伴う

●日本では使えない中国・ロシアの資格

高い技術や能力があっても

活かす業種に就職できない
技術・能力を発揮できない



今直面している課題

高齢化による課題

●医療機関受診の増加
難しい医療用語

・自立支援通訳が配置されていない
・予約が必要

通院時（特に緊急時）
言葉の問題が課題

●介護サービスの利用
食生活の違い
言葉の問題

入所施設
提供される食事が食べられない
他の入居者とうましくない
訪問介護
言葉の問題から利用しづらい

利用しやすい介護サービス
施設の設置が望まれている

複製厳禁

就労・自立への課題（主に2世）

●仕事で能力・技術を活かせない

日本の資格が必要
(中国やロシアの資格が使えない)
言葉の壁

●職に就けない

日本語の習得が思うように進まない
言葉の問題などで採用されない

●職を転々とする

職場でのコミュニケーションの問題
生活のため、希望と違う職種に就職

就労意欲を喪失するケースも

帰国後懸命に働き
高齢になった2世

年金加入期間が短く
受給額は少ない

生活保護に頼らざるを得ない場合も

若い世代の問題

残留邦人の子(未成年)や孫たちは

帰国年齢が若い場合（幼い場合）、日本語の習得や異文化への適応は比較的早く進みます。
日本の学校へ編入し、努力が実って希望の進路に進む2世、3世も大勢います。

しかし適応の過程で

- 母語・母文化を喪失する
2世、3世もいます。

まれに

幼児期に帰国したり、日本で生まれた3世で

- 日本語に触れる機会が少ない環境
で育ってしまうケースがあります。
(親…2世の日本語習得の遅れなど)

2世・3世
日本語・日本文化

1世
中国語・中国文化
ロシア語・ロシア文化

世代間で
コミュニケーションに
問題が生じるケース

就学年齢になっても
日本語がよくわからない

言葉の問題による
学習困難
問題行動

帰国者への理解

知ってください 帰国者のこと

- 残留邦人は、異文化を尊重し、日本文化を伝える役割を果たすことが求められます。
中国、ロシア、韓国、台湾、米国など外国人が増える中で、自分自身も異文化を理解し、尊重する場合があります。

もし、地域の友好的態度が欠如していたら
孤立し、引きこもりになってしまうことも…

でも、違いを認め合うことで
地域に新たな生活文化をもたらす多文化の伝播者になることができます。

- さまざまな困難を克服し、社会で活躍する多くの帰国者がいます

言葉の問題、習慣の違いがあっても、帰国者の皆さんは努力しています。

職場、社会での理解で

日本語は不完全かもしれませんが、注意深く聞いてください

永住者として成功し、社会の貴重な人材になることができます。

残留邦人本人だけでなく

- 配偶者の心の問題もご理解ください

日本に来る事で、自分の故郷、親族から離別し、喪失感、孤独感を感じている人もいます。

残留邦人に寄り添い、護り、支えてきた人たち…

残留邦人の人生の最も身近な証言者です。

中国・樺太等残留邦人問題に関する略史

— 移民・移住 —

年	中国	樺太
1905 (明38)	満洲の権益獲得	日露戦争終結、ポーツマス条約締結 北緯50度以南の樺太を領有
1907 (明40)		樺太庁発足
1929 (昭 4)		世界恐慌 (日本 - 失業者の増大、農村の疲弊、貧困が深刻化)
1931 (昭 6)	満洲事変勃発	
1932 (昭 7)	『満洲国』建国 満蒙開拓団の送り出し	(日本各地から樺太への移住が進み、朝鮮半島からも出稼ぎや徴用で多くの労働者が移住する)
1936 (昭11)	満洲移民20年/100万個計画 (国策) を発表	
1937 (昭12)	蘆溝橋事件、日中全面戦争に入る	
1938 (昭13)	満蒙開拓青少年義勇軍本格募集始まり5,000人渡満開始	
1939 (昭14)	「大陸の花嫁」100万人計画を樹立	
1945 (昭20)		ソ連、日ソ中立条約の不延長を通告して満洲、樺太へ侵攻 (8月9日) アジア・太平洋戦争終結

— 戦後の引揚 —

	(在満日本人、開拓団の逃避行)	(本土へ緊急疎開、多数の犠牲者発生)
1946 (昭21)	国府軍と米軍で日本人送還協定 引揚本格化 (前期集団引揚)	集団引揚開始 (前期)
1949 (昭24)	中華人民共和国成立 集団引揚中断	集団引揚中断
1952 (昭27)	中国政府、日本人3万人の引揚援助表明	
1953 (昭28)	民間団体を窓口引揚が再開 (後期集団引揚) (日本赤十字、中国紅十字会など)	
1956 (昭31)		日ソ国交正常化 集団引揚再開 (後期)
1957 (昭32)		集団引揚再開 (後期) (昭和32年から昭和34年9月まで継続 以降個別引揚)
1958 (昭33)	中国からの集団引揚終了 (以降個別引揚)	
1959 (昭34)	未帰還者に関する特別措置法で「戦時死亡宣告」公布 (1万3,600名余の戸籍抹消)	

複製厳禁

1972 (昭47)	日中国交正常化	
1975 (昭50)	残留孤児肉親探し公開調査開始 (昭和50年度調査実施)	
1981 (昭56)	残留孤児訪日調査開始 (平成3年度まで調査実施)	
1984 (昭59)	中国帰国孤児定着促進センター (所沢) が開所	
1985 (昭60)	身元引受人制度創設 3年間で1,000人の身元未判明孤児受入 (帰国1回目のピーク)	ベレストロイカ
1987 (昭62)	全国5か所に中国帰国孤児定着促進センター開所	
1988 (昭63)	全国15か所に中国帰国者自立研修センター開所	樺太等残留邦人に対する一時帰国制度創設
1989 (平 1)	身元判明孤児に対する特別身元引受人制度の創設	「樺太 (サハリン) 同胞一時帰国促進の会」設立
1990 (平 2)		「同胞一時帰国促進の会」による第一次一時帰国事業開始 「サハリン日本人会」結成
1991 (平 3)	特別身元引受人制度の対象者に残留婦人等を追加	ソ連崩壊 (帰国への道が広がる)
1992 (平 4)		同胞一時帰国促進の会が「日本サハリン同胞交流協会」に改称
1994 (平 6)	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」施行 国民年金法等の一部を改正する法律公布 (国民年金の特別措置)	
1995 (平 7)	中国帰国者定着促進センター長野分室、山形分室開所 (帰国2回目のピーク) 全国3か所に中国帰国者定着促進センター開所 全国5か所に中国帰国者自立研修センター開所	
1996 (平 8)		中国残留邦人等に係る新たな国民年金の特例措置施行
1998 (平10)		中国帰国者定着促進センターに入所開始
1999 (平11)	宮城中国帰国者定着促進センター開所	

— 帰国支援から定着支援へ —

2000 (平12)	中国帰国者支援に関する検討会開催 (引揚支援から定着支援を重点に転換)	
2001 (平13)	中国帰国者支援・交流センター開設 (首都圏中国帰国者支援・交流センター、近畿中国帰国者支援・交流センター) 中国帰国者と同等の支援で帰国開始	
2004 (平16)	九州中国帰国者支援・交流センター開設	
2006 (平18)	東海・北陸中国帰国者支援・交流センター、中国・四国中国帰国者支援・交流センター開設	
2007 (平19)	与党プロジェクトチームが新支援策をまとめる 北海道中国帰国者支援・交流センター、東北中国帰国者支援・交流センター開設	
2008 (平20)	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」施行	
2014 (平26)	配偶者支援金の実施	

※定着促進センター、自立研修センターは順次閉所となり、中国帰国者支援・交流センターのみ開設されています (2016年4月より、首都圏センターで定着促進事業を実施)

(北海道中国帰国者支援・交流センター 作成)

国の援護

厚生労働省ではさまざまな援護を行っています

一時帰国援護

- ◇ 墓参や親族訪問等、毎年一時帰国できるように旅費の実費相当を支給します。
(身元未判明の場合や、在日親族による受入が困難な場合も、民間団体が受け入れることで毎年一時帰国ができます)

永住帰国援護

- ◇ 日本への永住帰国を希望する場合、帰国旅費の実費相当を支給します。
(在日親族による受入が困難な場合や身元未判明の場合でも、身元引受人のあっせんなどにより永住帰国ができます)

定着・自立援護

- ◇ 帰国後6ヶ月間、入所による基本的な日本語学習や生活習慣などの研修を受けられます。
- ◇ 定着後も全国の中国帰国者支援・交流センターで、日本語学習や相談等の支援を行います。
(北海道・東北・首都圏・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州の7センター)
- ◇ 自立指導員を派遣し、日常生活上の相談や自立に向けてのいろいろな指導を行っています。
- ◇ 必要に応じて自立支援通訳の派遣や健康相談を行っています。

平成20年から開始された支援

- ◇ 満額の老齢基礎年金等の支給を受けられます。(保険料は国が負担)。
- ◇ 世帯の収入額が一定の基準を満たす場合は年金を決定するまで給付を行います。
- ◇ 地域で安定して生活する環境を構築します。(児童相談所等の支援相談員の配置等)
また、身近な地域で安心して生活できるよう、必要に応じた支援策を実施します。

平成26年から開始された支援

- ◇ 支援給付を受けている中国残留邦人等が亡くなられた場合、「配偶者支援金」を支給します。
※特定配偶者(永住帰国前から継続して配偶者である方)が対象

中国残留日本人孤児の身元調査

身元調査

平成11年までに2,116名が訪日による身元調査に参加し673名の身元が確認されています。
平成12年からは訪日調査を経ず、直接一時帰国や永住帰国ができるようになりました。
(平成24年までに90名が日本人孤児と確認され、そのうち12名の身元が判明しています。)

身元未判明孤児に対する調査

中国残留日本人孤児の方々は、自分がどこの誰なのか知りたい、肉親と会いたいと切望しています。
身元が判明しない中国残留日本人孤児の方々について、お心当たりのある方や手掛かりとなる情報のある方は、厚生労働省までご連絡下さい。

※お寄せいただいた肉親情報等については、プライバシーに配慮し、担当者が責任を持って対応いたします。
また、肉親であることの名乗り出に伴う不安等がありましたら、遠慮なくご相談下さい。

厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室	代表番号	03-5253-1111 (内線3494)
	直通	03-3595-2456
	FAX	03-3503-0116